

第22回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成26年9月29日(月)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順,敬称略)

天野和生,田中俊次,多良博明,辻田高宏,槌田禎子,中田慶子,植田美奈子,林博行,平井健一郎

(2) 事務担当者

江頭事務局長,春田首席家裁調査官,榎本首席書記官,兒玉総務課長,松尾主任書記官,浦添総務課課長補佐(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長代理あいさつ(平井委員長代理)

(3) 新任委員自己紹介(天野委員,田中委員,植田委員,多良委員)

(4) 委員長の選任,新委員長就任あいさつ及び委員長代理の指名

田中委員長及び平井委員長代理

(5) 協議

「成年後見制度について」(裁判所が実施している成年後見制度の啓発活動及び後見人等の不正行為に対する対策について)

出された意見等の要旨は別紙のとおり

(6) 次回の予定

ア テーマ

「家庭裁判所の広報活動について」

イ 日程

平成27年2月23日(月)午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(7) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :事務担当者等で略記する。)

第1 導入説明

成年後見制度の概況及び長崎家裁の実情を主任書記官から説明した。

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

1 裁判所が実施している成年後見制度の啓発活動について

(協議に先立ち、裁判所が実施している成年後見制度の啓発活動の概要について説明を行った。)

成年後見制度の潜在的ニーズはもっと多いのではないかとされている。成年後見制度が利用されない理由には様々なものがあると思われるが、成年後見制度が利用されない理由に手続が分からないとか、裁判所の敷居が高いというようなことがあってはならないため、裁判所としても手続を中心とした種々の啓発活動に努めているところである。

私は、実際の経験として、叔父について成年後見制度を利用したことがある。身近に成年後見制度に詳しい方がいたので、スムーズに手続を行うことができたが、一般の方にとっては本当に分かりづらい手続だと感じた。分かりづらく感じる最大の要因は、費用の面である。申立て段階で必要となる診断書等にどのくらいの費用が掛かるのか、弁護士や司法書士が後見人になる場合には、どのくらいの費用が掛かるのか、そういうことが全く分からない状態では、これから成年後見制度を利用しようという人は疑心暗鬼にもなりかねないのではないかと。

弁護士や司法書士などの専門職が後見人になった場合の報酬(費用)については、手続上のなかでもよく質問がある。お話しできることは、あくまでも目安であり、個々の事案でどうなるかは不透明な部分が多いので、確定的な話やインターネットへの公開は難しいところである。しかしながら、そのような要請が強いことは充分理解しているので、検討していく必要性は感じている。

後見人の報酬(費用)は、本人の財産の管理状況にも違いがあり、後見人が行う法的な処理として、遺産分割手続や不動産の売却など、その職務の内容にも随分影響されるところである。一般的にこのくらいの費用が掛かるということをインターネットに公開したり、一般的な説明を行うことは難しいところである。

申立人やその他の親族の方にとって、そのような費用の面について納得がいかなければ成年後見制度の利用がしづらいということは理解できるが、そもそも成年後見制度は本人の財産や権利を保護するためのものである。費用についてよく分からないから申立てをしないということになれば、本人の保護にならないばかりか、成年後見制度の存在意義がなくなってしまうことから、できるだけそうならないよう

に、申立人やその他の親族の方が納得したうえで、すみやかに申立てが行えるよう、裁判所も考えていかなければならないと思う。

先ほど、申立てから結論が出るまでに平均して2ヶ月程度掛かるという説明があったが、利用する一般の方からすると2ヶ月は相当長いように思える。本当に急いでいる方にとっては長すぎるのではないか。法律上や手続上やむを得ないこともあるであろうが、この点についての工夫も考えてみてはどうか。

一般の方の成年後見制度に関する知識としては、ある程度お持ちではないかと思われる。インターネットで調べることも可能であるし、総務省や法務省、裁判所などのパンフレットがいろんなところに置いてあるのを目にしている。取り付きはいいと思うが、実際の手続を知りたいと思ったときに、ほとんどのものが手続の仕方について何も書かれていないため、その先が分からないというのが現状ではないか。

先ほどの説明では、本人の子どもからの申立てが一番多いと言われていたが、本人自身も申立てができるのではないか。事例として、本人自身が申立てをすることがあるのか、あるとすれば、どのような場合に本人自身が申立てを行うのか教えてもらいたい。また、本人自身が書類を作成し、提出したりしているのか。

自分自身で裁判を行ったり、財産を管理したりすることはできないが、財産を誰かに管理して欲しいという意思を持っていれば、基本的には、本人自身で申立てが可能である。書類の作成や提出については、弁護士や司法書士、周囲の方がサポートする場合も考えられる。

財産を多く持っている方が老人ホームに入所して、当初は判断能力はあったが、その後判断能力が低下し、他人から財産を使われたという話を聞いたことがある。お年寄りの方は、普通はパンフレットを見たり、インターネットを使ったりしないと思われるので、そういった施設等に出向いて啓発活動を行うのも一つの方法ではないか。ある程度、判断能力があるのであれば、本人申立ても勧めていけるのではないか。一方で、判断能力がなくなったときに、財産の管理等を誰かにお願いするといったシステムを構築していく必要もあるのではないか。

老人ホームなどの施設関係者の方は、当然、成年後見制度を知っていると思われるし、実際に家庭裁判所へ相談に来られるケースもよくある。お年寄りの方に、必要があれば、成年後見制度の申立てを検討しておられるのではないかと思われる。

元気なうちに老人ホームに入所しても、契約の更新時に判断能力がなくなっていれば成年後見制度を利用しなければならないのではないかと思われる。そこが、成年後見制度を利用する一つのタイミングでもあるのではないだろうか。また、任意後見制度というものがあり、判断能力があるときに、信頼できるどなたかに財産管理をお願いしておき、実際に判断能力がなくなったときに、その方が財産を管理するという法律上の手続もある。この制度は、本人が後見状態になったときに、家庭

裁判所に申立てを行い、家庭裁判所は後見監督人を選任し、後見監督人が後見人を監督していくというものである。

親族間に紛争があるなどして、親の財産を確保する必要等がある場合に、成年後見制度が利用されている実感がある。真に成年後見制度が必要な場合とはどういう場合なのか、成年後見制度の制度趣旨である本人の財産や権利の保護とはどういうことなのか、ということを経験者ももっと考えて、そこについて啓発活動を行っていくべきではないだろうか。

裁判所の広報パンフレットを見せてもらったが、「成年後見制度はこういうものです。」、「手続はこうなっています。」、「窓口はこちらです。」といったことは記載しているが、実際に利用するとどのようなことができるのか、実際の生活のなかでどこが本人のためになっていくのかということがあまり見えづらいのではないかと感じる。成年後見制度のニーズに比べて、申立件数が増加していないという話があったが、成年後見制度自体を知らないとか、自分自身にとって必要なものであるのかどうかという点が未だ認識されていないのではないかと考える。高齢者や障害のある方にとってわかりやすい広報の仕方というものを考えていくべきである。

金融機関や保険会社等の窓口においても、本人の保護を必要とする場面やケースが見受けられるのではないかとと思われるので、そういった窓口対応を行う人たちに対しても、成年後見制度の理解を深めていくべきではないかと考える。

長崎家裁が作成している手引き等を拝見したが、たいへんよくできていると思う。申立ての準備も複雑でたいへんな労力を使うことになるが、一方で、裁判所にとっても、これ以上は簡単にできるものではないと理解している。そうであるなら、より一層、本人やその周囲の親族の方にとって、成年後見制度を利用するとこんなに役に立つことがあるといった面の具体的なアピールをしていかなければいけないだろうと感じている。

裁判所作成の成年後見制度を説明したビデオを自治会や公民館の活動へ貸し出したり、裁判所の職員が出向いて成年後見制度の説明をするといったことも必要ではないかと考える。成年後見制度を知りたい人はたくさんいるだろうし、裁判所へ出向いて相談を受けることができない人もたくさんいるのではないと思う。

2 後見人等の不正行為に対する対策について

(協議に先立ち、裁判所が行う後見監督事務の概要について説明を行った。)

裁判所が後見人を監督するのは、本人の財産を保護するためである。これが成年後見制度の制度趣旨であり、この点を後見人に理解していただくのが、まずは必要で、不正行為対策の出発点だと思っている。

不正防止は家庭裁判所の重要な課題であり、力を入れて取り組んでいるところである。監督する回数を増やし丁寧な審査を行えば、不正防止の効果も高まるであろうが、すべての事案について、監督の回数を増やすことは人的態勢からも難しいと

ころがあり、より効果的な監督の在り方等について、検討を行っているところである。また、不正行為ではないけれども、不適切と思われる支出がある場合には、その確認や指導を随時行っている。

後見人から報告の際に提出される通帳などは、原本を審査しておく必要があると考える。仮に、コピーで審査を行っている場合であっても、数回に一度は原本を確認しておく必要があるのではないだろうか。

後見人が弁護士や司法書士であった場合は、親族の方は、後見人に対し、プロとして、1円単位で正確に財産状況を把握し、管理をしてもらいたいと考えるであろうが、親族が後見人になっている場合には、他の親族の方からみて、1円単位で管理をしてもらいたい、あるいは、その点も家庭裁判所にしっかりと監督をしてもらいたいと考えるであろうか。

後見人が親族であっても、親族間では財産管理について他の親族の方が意見を言えない場合もあるだろうし、裁判所がしっかりと監督していることで安心している面もあると思うので、裁判所にはしっかりと監督をしてもらいたい。

親族が後見人となっている場合に、短期的に、弁護士や司法書士の後見監督人を選任し、後見監督人が親族の後見人を監督、指導して、問題がなければ辞任するというケースが以前は多かったように思われるが、現在はそのようなことは行っていないのか。

そのような取組を行っていない訳ではないが、現在は、そもそも後見人に弁護士や司法書士の専門職後見人が選任されるケースが多くなってきていることから、件数としては減っていると考えられる。なお、先ほども説明したとおり、家庭裁判所では、後見人になった方を対象に後見人教室を実施しており、これまで後見監督人が行ってきたような後見人に対する指導や困ったときの留意点などを細かく説明しているところである。

親族の後見人が選任される時は、家庭裁判所は、事前に他の親族の方の意向を確認して、他の親族の方がそれを拒否すれば、弁護士や司法書士などの第三者を選任する運用を行っていると思うが、他の親族の方が拒否せずに、その親族をたいへん信頼していたとしても、家庭裁判所は、しっかりと当該親族の後見人が適正に財産管理を行っているか、きちんと監督を行ってほしい。

親族が後見人になった場合に行っている後見人教室は、たいへんすばらしいことだと思う。仮に、自分が後見人になったときは、こんなときはどうしたらよieldろうといった不安やストレスを感じたりするだろうし、そのようなときに家庭裁判所から細かな指導等をいただくことはとてもよいことだと思う。何か困ったことや不安に思ったときに、すぐに電話して尋ねることができる窓口を明確にしておくこと、それを後見人に知っていただくことが今後も必要であると考えます。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

平成26年9月29日現在

天 野 和 生	検察官
田 中 俊 次	長崎家庭裁判所長
多 良 博 明	弁護士
辻 田 高 宏	学識経験者
槌 田 禎 子	学識経験者
中 田 慶 子	学識経験者
植 田 美奈子	学識経験者
林 博 行	学識経験者
平 井 健一郎	長崎家庭裁判所判事
渡 邊 弘	学識経験者